災害の被災に係る 2025 年度秋学期の入学料・授業料免除について

被災者救済のため、2025 年度秋学期の入学料・授業料免除を「特別の事情」として、申込みを受け付けます。申請希望者は、経済支援係まで申し出てください。

【特別の事情】

前学期（新入生は、入学した学期の申請に限り、入学前１年以内）[注１] において、本人の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」[注２] という）が死亡し、または本人もしくは学資負担者が風水害等の災害 [注３] を受けた場合で、入学料または授業料の納付が著しく困難であると認められる者

【注１】前学期とは、2025 年度秋学期分申請については **2025 年 4 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで**の期間です。
入学前１年以内とは、2025 年度秋学期分申請については **2024 年 10 月 1 日から 2025 年 9 月 30 日まで**の期間です。
【注２】学資負担者は**同一世帯内の者**に限ります。（留学生は日本国内に在住している同一世帯内の者に限ります。）
【注３】風水害等の災害とは、原則日本国内で発生したものとし、**公的機関の「罹災証明書」「被災証明書」等のとれるもの**です。

対 象 者：下表「**対象災害一覧**」に記載された災害により、家族が罹災し、経済的な援助が困難となった場合等（**原則、罹災証明書の提出が可能な者**。提出不可の場合、応相談）で、入学料・授業料免除の「特別の事情」による申請を希望する者。

申請期限：**【授業料免除・入学料免除】2025 年 10 月 10 日（金）（予定）**

※ただし、入学料免除に申請をする場合は、入学手続期間内に必ず入学手続前（時）の仮申請手続きをすること。（詳細は入学手続書類に記載）

受付場所：**学生センター2 階①番窓口（経済支援係）※郵送による申請も可能**
※申請書類一式は９月下旬以降に学生支援課ウェブサイトに掲載するとともに、経済支援係窓口でも配付します。
申請書類を揃えるためにある程度の期間を要しますので、申請希望者は早めに申請書類を入手してください。
※やむを得ない事情により上記申請期限までに申請ができない者は、必ず期限前に学生支援課経済支援係までご相談ください。
（電話：045-339-3113、email：gakusei.keizai@ynu.ac.jp）

注意：「特別の事情」が適用された場合は、学力審査は行いません。経済審査は行いますので、**選考結果が必ず免除になるわけではありません。**なお、「特別の事情」が適用されるのは、一つの災害被災につき**一回のみ**です。

対象災害一覧

災害名	2025 年度秋学期「特別の事情」対象者	
	在学生（2025 年 9 月以前入学者）	新入生（2025 年 10 月入学者）
トカラ列島近海を震源とする地震（鹿児島県郡十島村）（2025 年 7 月）	○	○
2025 年 3 月 23 日発生の林野火災（愛媛県今治市・西条市）（2025 年 3 月）	×	○
2025 年の大規模火災（岩手県大船渡市）（2025 年 2 月）	×	○
2025 年 2 月 17 日からの大雪（新潟県南魚沼市）（2025 年 2 月）	×	○
流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故（埼玉県八潮市）（2025 年 2 月）	×	○
2025 年 2 月 4 日からの大雪（福島県・新潟県）（2025 年 2 月）	×	○
2024 年 12 月 28 日からの大雪（青森県）（2024 年 12 月）	×	○
2024 年 11 月 8 日からの大雨（鹿児島県大島郡与論町）（2024 年 11 月）	×	○

※各災害の災害救助法適用地域については、日本学生支援機構の Web サイト（https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html）で確認できます。なお、家族等が災害救助法の適用地域に居住していない場合でも、対象期間の被災に係る罹災証明書の提出が可能であれば、「特別の事情」が適用されます。